

四国中央市産後ケア事業

令和8年度9月以降

～穏やかに子育てができるように、心身のケアや育児のサポートを行います～

対象

- 1) 四国中央市に住民登録がある、産後1年未満の産婦さんとお子さん
- 2) 産後の体調または育児に不安がある方
注 医療行為が必要な方は利用できません。
注 早産の方は、出産予定日を基準とした修正月齢です。

ケアの内容

- ・お母さんの健康状態についての相談、休息
- ・乳房のケアや授乳指導
- ・お子さんの健康状態や発育、発達のチェック
- ・育児相談 等



利用の流れ

1. 利用申請 四国中央市保健センターに申請します。窓口申請や、市のホームページから電子申請、申請用紙ダウンロードによる郵送申請が可能です。
 - ・電子申請又は、郵送申請の場合、保健センターから産婦さんへ電話での聴き取りがあります。
 - ・妊娠中から申請可能です（申請完了は出産後）。
2. 利用決定 利用が承認された方に、『産後ケア事業利用承認決定通知書』と『利用記録カード』を送付します。
3. 予約と調整 利用日の前々日16時まで、利用施設に直接申し込みをし、利用時の注意事項や持参物の確認をしてください。
 - ・利用を希望される方が多いため、一度に複数回の予約はお控えください。
（宿泊型の連泊は、利用施設の状況により可能な場合があります）
 - ・利用施設の受入れ状況により、ご希望に添えない場合があります。
 - ・キャンセルや利用日の変更等がある場合は、必ず速やかに利用予定の施設へご連絡をお願いします。
 - ・キャンセルの状況によっては、キャンセル料が発生する場合があります。
キャンセル料等については各利用施設にお問い合わせください。
 - ・利用施設の状況により、保健センターが予約調整等を行う場合があります。
4. 利用当日 利用施設へ『産後ケア事業利用承認決定通知書』と『利用記録カード』を提示し、お帰りの際に、利用料金をお支払いください。
5. 利用後 利用した日から翌月10日までに、領収書と利用カードを保健センターに提示してください。

- ・下記のメールアドレスに、領収書と利用カードの写真を添付して送信しても可
保健センター母子保健係：hoken_boshi@city.shikokuchuo.ehime.jp

右記の二次元コードからメールアドレスが読み込めます。📱



利用施設等は、裏面をご覧ください⇒

利用の種類と利用料

注 市民税非課税世帯や生活保護世帯に該当する方は、申請時に保健センターへお知らせください。

利用の種類		利用料金（1回あたり）			利用期間
		課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯	
宿泊型	10時～翌日10時まで(3食付き)	3,000円	1,500円	無料	原則7日間 まで
日帰り型A	10時～16時まで(昼食付き)	1,500円	750円	無料	
日帰り型B	10時～20時まで(昼食・夕食付き)	2,500円	1,250円	無料	
訪問型	利用開始から最大2時間30分まで	1,000円	500円	無料	

注 利用施設により、別途必要経費がある場合は、実費負担となります。

利用施設と種類



利用施設	住所／電話番号	宿泊型	日帰り型A (6時間)	日帰り型B (10時間)	訪問型
四国中央病院	四国中央市川之江町 2233 TEL：0896-58-3515	○ ※原則4か月までの利用	○		
マミー助産院	四国中央市土居町北野 587-3 TEL 0896-74-6161		○	○	○
あやか助産院	四国中央市豊岡町五良野 50-15 TEL 090-3553-0811		○		○
ゆりかご ファミリークリニック	新居浜市東田 1丁目甲 1239-2 TEL：0897-47-5866		○		

【注意事項】・上のお子さんの利用は原則としてできません。

- ・家族の付き添いは利用施設とご相談ください。
- ・土日祝日や施設の休診日等、受け入れできない日があります。
- ・利用料金や利用施設等はR8年度の内容です。変更があった場合は、必要な方にお知らせいたします。

【お問い合わせ・お申込み】

四国中央市保健センター
四国中央市三島宮川4丁目6番55号
☎ 0896-28-6054

四国中央市のホームページはこちらです。👉

